

郵送にて6/12（金）必着
なるべく早めのご提出を
お願いいたします

社会福祉法人助成事業
提出書類一覧

物件共通の提出書類

1. 助成申込書（所定の用紙）

- ・手書きで記入してください（修正テープ等の使用可、訂正印は不要）。
- ・この紙の裏面にある「記入例」に従って記入し、記載もれがないようにしてください。
- ・コピーした用紙による提出は認めません。
- ・提出書類一式をファイル綴じにしたり、見出しラベルを貼ったりしないでください。

2. 申込説明書（①～③の項目順に説明し A4 用紙 3 枚程度にまとめる。写真掲載可）

①法人と申込事業所について

- (1) 法人が設立された経緯
- (2) 申込事業所の事業内容・・・事業名（例：就労継続支援 B 型）を記した上で述べる。

②申込案件について

- (1) 申込案件が必要な理由（具体的に）
- (2) 助成によって期待される効果（具体的・定量的に。就労系は工賃目標額を必ず記す）
- (3) 申込案件の使用頻度（予定）

③助成金が必要な理由

- (1) 自己資金で賄えない理由・・・今後数年の資金需要（それに対する補助金の見込み額も記す）
- (2) 自己負担金をどのように捻出するか

（車両助成を希望される場合）

申込事業所の保有台数、車種、走行距離、取得年月、どこからの助成車であるかを一覧表にして別途添える。買い替えの場合、どの車の代わりとなるのか印をつけてください。

3. 要覧（パンフレット等）

- (1) 法人全体についてわかる要覧
 - (2) 申込事業所の要覧
- ※記念誌や会報は不要です

4. 定款

5. 法人代表者の履歴書

6. 施設長（に該当される方）の履歴書

形式自由、3ヶ月以内に作成されたもの

- (1) 氏名
- (2) 生年月日と年齢
- (3) 最終学歴
- (4) 主な経歴
- (5) 現職の就任時期を記載する。

7. 前年度の計算関係書類等 ※書類不備は審査対象外となりますので、ご注意ください。

- (1) 法人全体の「資金収支計算書(第1号の1・2・3様式)」
- (2) 「事業活動計算書(第2号の1・2・3様式)」
- (3) 「貸借対照表(第3号の1・2・3様式)」
- (4) 「社会福祉充実残額算定シート(6項目横長)」と作成している場合は「社会福祉充実計画(全ページ)」
社会福祉事業を複数営む法人において、障害者福祉事業単独の上記(1)～(3)の書類を作成している場合は必ず添付してください。

8. 施設長さんへのアンケート（所定の A3 用紙 1 枚にまとめる）

ワードで作成する場合は、当基金 HP「よくあるご質問」から用紙をダウンロードして A3 で印刷する。

9. 駅から事業所までの案内図

必要により事前訪問することがあります。最寄り駅からの所要時間（例：タクシーで〇分）、バスの行先及び下車停留所名もわかるようにしてください。

10. 誓約書（所定の用紙） 裏面の注意事項についてもご確認の上、を入れてください。

建物新築・改修・増改築の場合の追加資料

11. 平面図・立面図・位置図・仕様書 等

特に改修・増改築の場合、既存図面と改修図面が必要です。改修部分を示したり、現状写真を載せたりするなどして、工事内容がよくわかるようにしてください。

12. 建築業者の見積書写し（設計事務所の見積書は不可）

- ・設計料、解体費用は助成対象外です。
 - ・契約を前提とした精度の高い見積書であり、ある程度の値引き額が含まれていること。
- ※助成決定後に大幅な値引きがあった場合、助成金を減額することがあります。

13. 賃貸借地契約書の写し（借家または借地の場合のみ）

申込時点で借家・借地契約（新築を含む）が済み、建設地が確保できていること。

機器・車輛等の場合の追加資料

11. カタログ（複写やインターネット販売画面の印刷は不可）

- ・中古機器・中古車輛は助成対象外です。
- ・特注の機器はどのようなものかわかる設計図や写真等。
- ・購入物件がすぐわかるように、付箋やマーキングによって示してください。
- ・分厚い総合カタログは申込物件のページを抜粋してご提出ください。

12. 業者見積書の写し

契約するつもりであらかじめ価格交渉をした、現時点で最も低価格な見積書。助成決定後に大幅な値引きがあった場合、助成金を減額することがあります。

（車輛の見積書について）

- ・販売店指定の注文書でも可。
- ・助成表示費用、付帯費用（販売諸費用や保険料等）は助成対象外です。
- ・大きさは29人乗のマイクロバス以下とし、必要最低限の仕様車としてください。
- ・オプションと付属品は、利用者の安全上必要なものであれば助成対象とします。

（機器の見積書について）

- ・原則1物件ですが、関連機器（1つの限定された目的のために必要な機器のみ）に限り、複数物件も可とします。ただし10万円以下の機器は助成対象外です。

13. 定価表の写し

- ・機器、車輛ともに提出する。ない場合は販売店作成の定価証明書を付けてください。
- ・一覧表になっている場合は、購入物件がすぐにわかるようマーキングしてください。